いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用規約

**第１章　総則**

（趣旨）

第１条　この規約は，いばらきブロードバンドネットワーク管理運営要綱（以下「要綱」という。）に基づくもののほか，いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点（以下「産業利用拠点」という。）の利用に関し，必要な事項を定めるものとする。

（産業利用拠点の整備目的）

第２条　産業利用拠点を活用した事業の展開や通信実験などにより，県内産業のＩＴ化の推進や県内ＩＴ産業の裾野を拡大し，産業の振興を図る。

（用語の定義）

第３条　この規約において使用する用語の定義は，要綱に定めるとおりとする。

**第２章　基本事項**

（供用範囲）

第４条　利用に供する範囲は，アクセスポイント，産業利用拠点，ネットワークオペレーションセンター，アクセスポイントを結ぶ光ファイバ網及びこれらを制御する機器類（以下「供用回線」という。）とする。

（接続方法等）

第５条　ＩＢＢＮへの接続は，アクセスポイント等に用意する接続インターフェースに以下の各号の方法により行う。

(1) 自ら回線を敷設する方法

(2) 電気通信事業者の専用線接続サービスを利用する方法

(3) 電気通信事業者がダークファイバを調達して提供するサービスを利用する方法

２　産業利用拠点施設に用意する接続インターフェースは，イーサネット接続（1Gbps，100Mbps及び10Mbps）とする。

（供用期間）

第６条　利用に供する期間（以下「供用期間」という。）は，平成15年度から平成32年度（平成33年２月まで）までとする。ただし，ネットワーク管理者及び産業利用拠点運営管理者は，必要に応じ，供用期間を見直すことができる。

（利用料）

第７条　利用者の経費負担は，以下の各号のとおりとする。

(1) 供用回線利用料，県がアクセスポイント等に設置するラックを利用する場合のラック利用料，空調等共益費は，無料とする。

(2) 産業利用拠点施設までの回線費用及び回線工事費用，アクセスポイント等に設置する機器類の設置及び管理に係る経費，アクセスポイント等内に利用者が入室する際の拠点管理者の立会費用等は，利用者の負担とする。

（利用者が設置する機器類）

第８条　産業利用拠点に利用者が設置する機器類は，次の各号によることとする。

(1) ＩＢＢＮを利用するに当たってのネットワーク機器であること。ただし，既に設置済みのＩＢＢＮを利用するに当たってのネットワーク機器以外の機器は，当該機器の更新時まで利用することができるものとする。

(2) 19インチラックに搭載可能であること。

(3) 機器類は，全体で原則として２ユニット（高さ88㎜，幅430㎜，奥行600㎜）以内に収まるものであること。

(4) 電源は，一般商用ＡＣ100Ｖ対応するものであること。

(5) 消費電力は，機器類全体で１Ａ以内であること

(6) コンセントプラグの形状は，接地形３極プラグであること。

(7) 機器類には，利用者がわかるよう表示をすること。

(8) その他，上記の条件に適合しない場合は，事前に産業利用拠点運営管理者と協議すること。

（利用者の切分責任）

第９条　利用者は，産業利用拠点が利用できなくなった場合，次の各号を確認のうえ，産業利用拠点運営管理者へ修理を依頼するものとする。

(1) 産業利用拠点を利用するために利用者が設置した通信回線及び機器類（以下「設備」という。）が適正に接続されていること。

(2) 利用者が設置した設備に故障がないこと。

２　前項の確認に際して利用者から依頼があったときは，産業利用拠点運営管理者は，ネットワークオペレーションセンターにおいて試験を行い，その結果を利用者に通知するものとする。

（入室条件）

第10条　産業利用拠点への入室条件は，次のとおりとする。

(1) 利用者は，産業利用拠点運営管理者が立ち会いを行う場合に限り，設備を設置する等のために産業利用拠点に入室することができる。

(2) 産業利用拠点へ入室する場合，原則として，１週間前までに産業利用拠点運営管理者から入室承諾を得ておくものとする。ただし，回線障害時等緊急の場合は，この限りではない。

**第３章　利用の手続等**

（申請等）

第11条　産業利用拠点を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は，次の各号に留意のうえ，利用承認の申請を行うものとする。

(1) 利用申請者は，「いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用承認申請書」（様式第１号）に必要事項を記入のうえ，産業利用拠点運営管理者に提出するものとする。

(2) 利用申請者は，利用承認申請に際し，名称等の公開を承諾するものとする。

２　第１項による申請は，ＩＢＢＮの供用回線部分の利用についても含むものとし，別途「いばらきブロードバンドネットワーク民間利用規約」による利用承認申請を不要とする。なお，以後，産業利用拠点の利用とは，ＩＢＢＮの供用回線部分の利用を含むものとする。

（利用の承認）

第12条　産業利用拠点運営管理者は，前条の規定に基づく申請があった場合，その利用が次の各号に該当すると認められる場合，利用審査会の意見に基づき，利用を承認することができる。

(1) 利用計画が，第２条の規定に照らし適正であること。

(2) 産業利用拠点を利用し実施しようとする事業が，社会性，公共性，先進性，誘因性及び効果・効率性のうち，いずれかを満たすものであること。

ただし，社会性とは本県における情報通信格差の是正につながることをいい，公共性とは広く県民の利益向上につながることをいい，先進性とは企業活動の活性化につながること又は事業に新規性，将来性及び革新性があることをいい，誘因性とは本県への企業立地につながること，さらに効果・効率性とは企業等の経営等の効率化につながること及び県内経済の活性化に資するものと認められることをいう。

(3) 利用方法等が技術上可能であり，かつ，利用目的及びその行為が社会通念上適当であること。

２　産業利用拠点運営管理者は，利用を承認した場合，「いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用承認書」（様式第２号）により，利用申請者に通知するものとする。

（利用承認期間の更新等）

第13条　利用承認期間は，年度内に終期のあるものを除き年度末を終期とし，利用者，産業利用拠点運営管理者のいずれからも申し出がない限り，特別な手続きをすることなく更新するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，実験・開発用スペースに設備を設置する場合の利用承認期間は，原則として３ヶ月を限度とする。なお，３ヶ月ごとの再申請による継続利用も可とするが，総期間で１年を超えてはならない。

（利用状況の報告）

第14条　産業利用拠点運営管理者は，産業利用拠点の適正かつ円滑な管理運営を図るため，「いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用状況報告書」（様式第３号）により，利用者から利用状況等の報告を求めるものとする。

（申請内容の変更）

第15条　利用者は，利用承認に係る事項について変更を行おうとする場合は，「いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用内容変更承認申請書」（様式第４号）に必要事項を記入し，産業利用拠点運営管理者に提出しなければならない。ただし，既に利用承認された利用形態で機器更新のみの場合についてはこの限りでない。

２　第11条及び第12条の規定は，第１項の規定による申請内容の変更の承認について準用する。ただし，申請内容の変更が簡易な場合についてはこの限りでない。

（権利譲渡の禁止）

第16条　利用者は，産業利用拠点を利用する権利の一部又は全部を第三者に譲渡，貸与（名義貸しを含む。）又は担保提供をすることはできないものとする。

（利用の終了）

第17条　利用者は，産業利用拠点の利用を終了する場合は，その30日前までに「いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用終了届」（様式第５号）に必要事項を記入し，産業利用拠点運営管理者に届け出なければならない。

２　利用者は，ＩＢＢＮの利用を終了したときは，その責任において産業利用拠点運営管理者が指定する日までに設備の取外しを行わなければならない。ただし，当該利用者が取外しを行わない場合，県がこれを行うものとし，当該利用者に対し取外しに要した費用を請求できるものとする。

（利用の停止）

第18条　産業利用拠点運営管理者は，利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には，当該利用者の産業利用拠点の利用の一部又は全部を一時的に停止できるものとする。

(1) 第27条に定める禁止行為を行い，又は行うおそれがある場合

(2) 産業利用拠点運営管理者が行う技術的指導及び警告に従わない場合

(3) この規約に定める事項を遵守しない場合

(4) 申請書に基づく適切な利用をしていないと認められる場合

(5) 第14条に定める利用状況等の報告がない場合

(6) その他利用に際し不適切と判断される行為を行った場合

２　産業利用拠点運営管理者は，前項の規定による利用の一時停止をする場合は，あらかじめ利用者に対して通知するものとする。ただし，緊急の場合はこの限りではない。

３　産業利用拠点運営管理者は，第１項の規定による利用の停止の事由が解消されたと認められる場合には，利用の停止を解除するものとする。なお，利用の停止を解除する場合は，利用者に対してその旨通知するものとする。

（利用承認の取消し）

第19条　前条の規定により，当該利用者の利用が停止されてから30日を経過しても改善がなされない場合，又は30日以内であっても産業利用拠点の運営に著しい支障があると認められる場合には，産業利用拠点運営管理者は利用承認を取り消すことができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず，利用者がいばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用承認申請書に虚偽の記載を行ったことが判明した場合，又は地方税等にかかる滞納処分等を受けたときは，産業利用拠点運営管理者は，直ちに利用承認を取り消すことができるものとする。

３　利用承認を取り消した場合には，産業利用拠点運営管理者は，利用者に対してその旨を文書で通知するものとする。

４　第18条第２項の規定は，利用承認が取り消された場合に準用する。

**第４章　ネットワーク管理者並びに利用者の責務等**

**第１節　ネットワーク管理者の責務等**

（県の装置維持義務）

第20条　産業利用拠点運営管理者は，産業利用拠点の運用に支障を来さぬよう，要綱第15条の規定に基づき，産業利用拠点の適正かつ円滑な管理運営を行うものとする。

（運用の一時停止等）

第21条　次の各号のいずれかに該当する場合には，産業利用拠点運営管理者は，産業利用拠点の運用を一時停止することができるものとし，この場合にはあらかじめ利用者に対して通知するものとする。

ただし，緊急の場合にはこの限りではない。

(1) 産業利用拠点や電気設備工事等の保守又は工事のためやむを得ない場合

(2) 産業利用拠点に障害が発生する等のやむを得ない事由の場合

(3) 自然災害等不可抗力により産業利用拠点の運用ができなくなった場合

(4) 利用者が，産業利用拠点の運用に支障を及ぼす行為又は支障を及ぼすおそれのある行為をした場合

(5) 第27条に定める禁止行為を行った場合

(6) その他，産業利用拠点運営管理者が利用の停止が必要であると判断した場合

２　産業利用拠点運営管理者は，天災事変その他非常事態が発生し，又は発生するおそれがある場合には，災害の予防若しくは救援，交通，通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため，産業利用拠点の利用を制限することができる。

３　産業利用拠点運営管理者は，産業利用拠点が故障し，又は滅失した場合に，その全部を修理し，又は復旧することができないときは，前項の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため，適宜優先順位を設けて修理し，又は復旧するものとする。

（機密保持）

第22条　産業利用拠点運営管理者は，産業利用拠点の運用によって知り得た民間利用者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（検閲の禁止）

第23条　産業利用拠点運営管理者は，通信の検閲をしてはならない。

（責任の制限）

第24条　産業利用拠点運営管理者は，産業利用拠点の利用停止又は運用の一時停止などによって利用者又は第三者に生じた損害又は損失について，故意又は重大な過失による場合を除き，損害賠償，損失補償又はその他の法律上の責任を一切負わないものとする。

２　利用者が，産業利用拠点の利用によって他の利用者又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合，産業利用拠点運営管理者は損害賠償，損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

３　産業利用拠点運営管理者は，利用者が産業利用拠点を通じて受発信する情報等について，その完全性，正確性，確実性，有用性等いかなる保証責任も一切負わないものとする。

４　産業利用拠点運営管理者は，利用者自身が産業利用拠点に接続するためのいかなる機器類，ソフトウェアについても，その動作保証を一切行わないものとする。

５　利用者が，産業利用拠点の利用に関する問合せ等に要した経費については，自らが負担するものとする。

（損害賠償の請求）

第25条　利用者が，違法，不正又はこの規約に反して産業利用拠点を利用し，それにより産業利用拠点の適切かつ円滑な管理運営に対し損害を与えた場合，産業利用拠点運営管理者は当該利用者に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

**第２節　利用者の責務等**

（利用者の責務）

第26条　利用者は，産業利用拠点の運用に支障を来さないよう，自ら設置した設備の適正な維持管理を行うものとする。

２　産業利用拠点の利用により，利用者が他者に損害を与えた場合は，当該利用者の責任と費用において解決するものとする。

３　利用者は，この規約を遵守するとともに，産業利用拠点の管理運営に協力するものとする。

（禁止行為）

第27条　利用者は，次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 産業利用拠点の利用又はその運営を妨害する行為

(2) 産業利用拠点の設備又は他者が利用のため設置した設備に支障を与える行為

(3) 他の利用者又は第三者の知的財産権，肖像権，プライバシーを侵害する行為

(4) 他の利用者又は第三者を差別又は誹謗中傷し，その名誉又は信用を毀損する行為

(5) 身分を偽り第三者になりすまして産業利用拠点を利用する行為

(6) 有害なコンピュータプログラム等の送信行為

(7) 他の利用者又は第三者に不利益を与える行為

(8) その他法令に違反し又は公序良俗に反する行為

**第５章　雑則**

（規約の変更）

第28条　この規約を変更するときは，規約の変更日の30日前までに，利用者に対して変更後の規約の内容及び変更日を文書で通知するものとする。ただし，簡易な変更についてはこの限りでない。

２　利用者は，規約の変更日の10日前までに文書で産業利用拠点運営管理者に申し出ることにより，規約の変更日をもって産業利用拠点運営管理者の利用を終了することができるものとする。

なお，規約の変更日の10日前までに利用者から産業利用拠点の利用を終了する旨の文書が産業利用拠点運営管理者に到達しなかったときは，この規約の変更を承認したものとみなす。

３　利用者は，この規約の変更日以降の利用については，変更後の規約に従うものとする。

（知的所有権）

第29条　産業利用拠点運営管理者が産業利用拠点の管理運営に関して作成した一切の著作物等の知的所有権は，県に帰属する。これらの使用を希望する者は，産業利用拠点運営管理者に申し出て許可を得るものとする。

（連絡事項の通知）

第30条　ネットワーク管理者から利用者に対する通知は，原則として次の各号により行うものとする。

(1) 全ての利用者に共通する通知事項は，それぞれに電子メール又はファクシミリにより通知する。

(2) 個別の利用者に対する通知事項は，当該利用者に郵送，電子メール又はファクシミリにより通知する。

（協議）

第31条　産業利用拠点の利用に当たり，この規約に定めのない事項について疑義が生じた場合，産業利用拠点運営管理者と利用者双方が誠意を持って協議し解決を図るものとする。

（合意管轄裁判所）

第32条　産業利用拠点の利用に関して訴訟をもって紛争を解決する必要が生じた場合は，水戸地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

（事務手続）

第33条　この規約の実施に必要な事務処理は，茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課で行うものとする。

（その他）

第34条　この規約に定めるもののほか，必要な事項は産業利用拠点運営管理者が別に定める。

附　則

この規約は，平成15年10月１日から施行する。

この規約は，平成16年２月10日から施行する。

この規約は，平成16年４月１日から施行する。

この規約は，平成21年４月１日から施行する。

この規約は，平成23年３月１日から施行する。

要綱及びこの規約中「茨城県ＩＴサポートセンター分室」とあるのは，平成23年４月１日以降，「ひたちなかテクノセンター」と読み替えるものとする。

この規約は，平成28年６月１日から施行する。

この規約は，平成30年４月１日から施行する。

様式第１号

　　　　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

ＩＢＢＮ産業利用拠点運営管理者　殿

（茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課長）

申請者住所

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては，主たる事務所の所在地，

名称及び代表者の氏名）

いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用承認申請書

いばらきブロードバンドネットワークを利用したいので，いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用規約第11条の規定により別紙利用計画書その他必要書類を添えて申請します。

添付書類

・いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用計画書（様式第１－１号）

・機器設置明細書（様式第１－２号）

・企業概要等申請者の業務がわかる資料

様式第１－１号

いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用計画書

１　利用申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 組織名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 利用責任者 | 職名 |  |
| 氏名 |  |
| 担当者 | 所属部署 |  |
| 職氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　利用の目的，概要とその効果

３　構築するネットワーク又はシステムの概要

※　ネットワーク（システム）概略図を添付して下さい。

４　接続方法（イーサネット接続）

|  |  |
| --- | --- |
| 産業利用拠点名又はアクセスポイント名 | 回線速度 |
|  |  |
|  |  |

※　産業利用拠点は，ひたちなかテクノセンターとして下さい。

※　アクセスポイントは，水戸，赤塚，日立，古河，石岡，龍ケ崎，水海道，高萩，笠間，つくば，ひたちなか，鹿嶋，大宮，下館，鉾田及び大子より選択して下さい。

※　回線速度は，１Gbps，100Mbps及び10Mbpsより選択して下さい。

５　利用の期間

（１）利用開始予定日

平成　　年　　月　　日　　　　　※実際の利用開始は利用承認日以降になります。

（２）利用終了予定日

平成　　年　　月　　日

様式第１－２号

機器設置明細書

１　接続機器運用責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 組織名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| ネットワーク又はシステムの名称 |  |
| 運用責任者 | 所属部署 |  |
| 職氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 緊急連絡先 | 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |

※　緊急連絡先は，ＩＢＢＮの障害時や災害時等に連絡可能な携帯電話等を記載して下さい。

２　設置場所

|  |  |
| --- | --- |
| アクセスポイント名 |  |
|  |
|  |

３　設置機器明細（機器毎に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 設置機器名称 |  |
| メーカー・型式・規格等 |  |
| 収容ラックの寸法 |  |
| 占有ユニット数 |  |
| 消費電力 |  |
| 備考 |  |
| ２ | 設置機器名称 |  |
| メーカー・型式・規格等 |  |
| 収容ラックの寸法 |  |
| 占有ユニット数 |  |
| 消費電力 |  |
| 備考 |  |
| ３ | 設置機器名称 |  |
| メーカー・型式・規格等 |  |
| 収容ラックの寸法 |  |
| 占有ユニット数 |  |
| 消費電力 |  |
| 備考 |  |
| ４ | 設置機器名称 |  |
| メーカー・型式・規格等 |  |
| 収容ラックの寸法 |  |
| 占有ユニット数 |  |
| 消費電力 |  |
| 備考 |  |

５　引込回線

|  |  |
| --- | --- |
| 回線事業社名 |  |
| 回線の種別及び数 |  |

６　機器及び設置場所に係る図面（別添とすること）

様式第２号

技革第　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

ＩＢＢＮ産業利用拠点運営管理者

（茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課長）

いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用承認書

平成　　年　　月　　日付けで申請のあったことについては，下記のとおり利用を承認します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用申請者 | 住所 |  |
| 団体名（又は氏名） |  |
| 代表者氏名 |  |
| 利用の目的 |  |
| 構築するネットワーク又はシステムの概要 |  |
| 接続方法 | アクセスポイント名 | 回線速度 | スイッチ名 | ポート番号 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 利用の期間 | 利用開始予定日 | 利用終了予定日 |
|  |  |

様式第３号

平成　　年　　月　　日

ＩＢＢＮ産業利用拠点運営管理者　殿

（茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課長）

報告者住所

報告者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては，主たる事務所の所在地，

名称及び代表者の氏名）

いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用状況報告書

いばらきブロードバンドネットワークの利用状況について，いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用規約第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用承認年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 利用状況（システム名称，概要及び接続構成等） |  |
| 担当者 | 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 委託先，ＩＳＰ等 | 業者名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 備考 |  |

様式第４号

　　　　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

ＩＢＢＮ産業利用拠点運営管理者　殿

（茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課長）

申請者住所

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては，主たる事務所の所在地，

名称及び代表者の氏名）

いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用内容変更承認申請書

いばらきブロードバンドネットワークの利用内容を変更したいので，いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用規約第15条第１項の規定により，下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用承認年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 変更の理由 |  |
| 備　　　考 |  |

※　いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用計画書及び機器設置明細書の変更に係る部分について記入して下さい。

様式第５号

　　　　第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

ＩＢＢＮ産業利用拠点運営管理者　殿

（茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課長）

届出者住所

届出者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては，主たる事務所の所在地，

名称及び代表者の氏名）

いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用終了届

いばらきブロードバンドネットワークの利用を終了しますので，いばらきブロードバンドネットワーク産業利用拠点利用規約第17条第１項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用承認年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 利用終了（予定）年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 利用終了の理由（今後の参考とさせていただくため，差し支えない範囲でお答え下さい。） | □他サービス利用（□専用線　□VPN　□その他（　　　　　　　））□事業所移転□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 利用終了後の原状回復措置（必要な場合のみ） |  |
| 備考 |  |